

○総務省令第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第四項、第二十条第五項及び第二十条の二第二項並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第四項及び第四十二条並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十八条第一号イ及び第二号イ並びに政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）第七条第一号イ及び第二号イの規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（少額領収書等の写し等に係る写しの用紙の大きさ）	（少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ）
第二十四条 令第十二条第一号並びに第十八条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。	第二十四条 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。
（収支報告書に係るデータベース）	（収支報告書に係るデータベース）
第三十四条 法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この条において「報告書」という。）に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する次に掲げる情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものである。	第三十四条 法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものである。
一 別記第十四号様式に記載された事項（同号様式の「事務担当者の氏名」欄及び「この頁の小計」欄に記載された事項を除く。）	〔新設〕
二 報告書の提出先及び提出された年月日	
三 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合は、その年月日	
四 法第二十条第一項の規定により報告書が公表された年月日	〔2 同上〕
〔2 略〕	〔2 同上〕
第三十五条 〔略〕	第三十五条 〔同上〕
〔2～4 略〕	〔2～4 同上〕
五 第一項の収支報告閲覧対象文書の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式	〔新設〕
その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、その電磁的記録に記載された情報の内容を日本産業規格A列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。	
第14号様式（第8条関係）	第14号様式（第8条関係）
〔様式略〕	〔様式同左〕
〔（備考） 略〕	〔（備考） 同左〕
（記載要領）	（記載要領）
〔1～3 略〕	〔1～3 同左〕
4 様式（その1）について	4 様式（その1）について
〔（1）～（5） 略〕	〔（1）～（5） 同左〕
（6） 電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。当該方法以外の方法により報告書を提出する場合において、事務担当者の氏名及び電話番号を都道府県の選挙管理委員会又は総務省に知らせたときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。	（6） 電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。
〔5～24 略〕	〔5～24 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(報告書等の閲覧) 第三十六条「略」 〔2〕4 略〕 5 報告書等の閲覧は、その種別が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。)である場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格A列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。 (公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ) 第三十八条 令第七条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。	(報告書等の閲覧) 第三十六条「同上」 〔2〕4 同上〕 〔新設〕 (公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ) 第三十八条 令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。